

税制改正など、税務関連のニュースをお届けします。できるだけわかりやすく税金についてご紹介したいと思います。

各種助成金の取り扱い

皆様のお手元にもようやく特別定額給付金の手続書類が届いたことと思います。誤って給付を受けないという項目欄にチェックをしておかないようご注意ください。さて、この間の新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い国や地方自治体による各種助成金制度が設けられていますが、これらの制度に基づき支給を受けた給付金についての課税の取り扱いは下記のとおりです。

法人税、所得税の課税対象となる給付金など

- ①国が支給する持続化給付金
売上が大きく減少した事業者が対象（中小法人等 限度額 200 万円、個人事業者等 限度額 100 万円）
- ②大阪府などの自治体が独自に支給する休業要請支援金
休業要請対象の事業者で売上が減少した者が対象（自治体により名称や金額、要件などは異なる）
- ③国が委託団体等を通じて支給する家賃支援給付金
売上が大きく減少した事業者が対象（中小法人等 限度額 50 万円/月、個人事業者 限度額 25 万円/月、複数店舗を所有する場合は中小法人等 100 万円/月、個人事業者 50 万円/月）
- ④国が支給する雇用調整助成金
従業員に対してコロナの影響による休業期間中に手当を支給した事業者が対象（上限額 1 人 1 日当たり 15,000 円、月額で 33 万円）
- ⑤国が支給する小学校休業等対応支援金
小学校休校などに伴い子どもの世話のため仕事を休まざるを得ない従業員に対し有給を取得させた事業者が対象
- ⑥国が支給する小学校休業等対応支援金
小学校休校などに伴い子どもの世話のため契約した仕事ができなくなった保護者（個人事業者）が対象

***法人は「雑収入」、個人事業者は「事業所得」として収入に計上します。**

***消費税は対価性がないため課税されません。「対象外」として処理します。**

***会計期間をまたぐ場合には収益の計上時期について確認が必要です。**

非課税となる給付金など

- ①国が市町村を通じて支給する特別定額給付金（1 人当たり 10 万円）
- ②国が市町村を通じて支給する子育て世帯への臨時特別給付金（対象児童 1 人当たり 1 万円）
- ③国が委託団体等を通じて行う企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券
- ④自治体が独自に行うベビーシッター利用支援事業における助成
- ⑤雇用保険の失業等給付金
- ⑥健康保険の傷病手当金